

契約保証金の取り扱いについて

【契約保証金とは】

「契約保証金」は地方自治法等において定められている制度で、菰野町では**契約締結時に契約金額の 100 分の 10（10%）以上の契約保証金の納付を求めています**。また、契約保証金に代わる担保として、下記のとおり金融機関等の保証や保証事業会社の保証等による手続きも可能です。

※契約内容により契約保証金が免除となる場合があります。契約締結時にご確認ください。

参考：菰野町契約規則第 31 条第 1 項

（契約保証金に代わる担保）

第 31 条 前条に規定する契約保証金の納付は、国債、地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 鉄道債券、金融債その他の政府の保証のある債券
- (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
- (3) 金融機関等に対する定期預金債権
- (4) 金融機関等の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が確実と認める債券

【契約時に必要な手続き】

契約保証金の保管にかかる手続きは会計課（注 1）にて行っていますので、**必ず契約日までに契約保証金を納付してください**。また、手続きの際には、原則、「現金」「金融機関の保証証券」のみ取り扱っています（注 2）。

＜手続きに必要な書類＞

受入時

現金（証券）
保管金（証券）受入通知書（注 3）
落札決定通知書

払出時

保管金（証券）払出（還付）通知書
検査調書
口座振込申出書（※金融機関の保証証券の場合は提出不要）

注 1：水道課、下水道課所管事業については、各部署にて手続きを行ってください。

注 2：小切手、手形等は不渡りが発生するおそれがあるため、原則、受け付けていません。

注 3：契約書に記載されている受注者名と保管金受入通知書に記載する納入者名が異なる場合は、その旨を納付時にお伝えください。（受注者⇒支店、納入者⇒本店として手続きを希望する場合等）

【変更契約を締結する際の契約保証金】

変更契約に伴う契約保証金の取り扱いは下記のとおりです。

○請負代金変更（増額）

既納の契約保証金だけでは「請負代金の100分の10以上」という条件を満たさなくなるため、不足する契約保証金を記載した保管金（証券）受入通知書を提出し、変更契約書に追加納付分の契約保証金額を記載する必要があります。

※契約期間の延長を伴う場合は、変更後の契約期間も併せて記載してください。

○工期のみを延長する場合

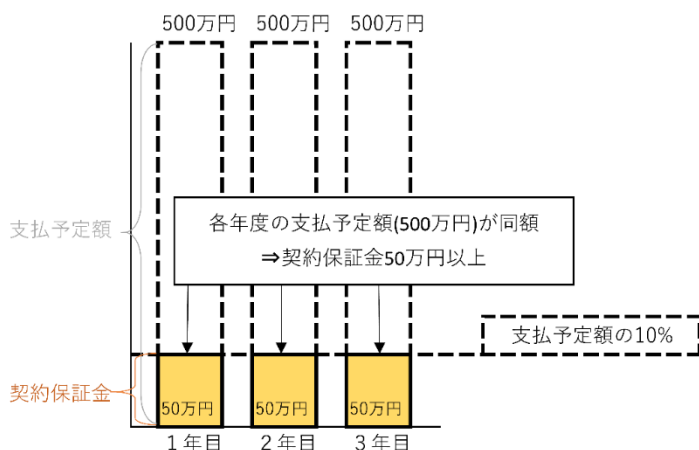
保管金（証券）受入通知書に変更後の契約期間を記載し、変更契約時に提出する必要があります。

※工事請負契約等における契約金額の変更が工期末に行われる（精算変更）等の場合で、契約保証金の変更を要しないと認められた場合はこの限りではありません。

【長期継続契約、単価契約（複数年）における契約保証金】

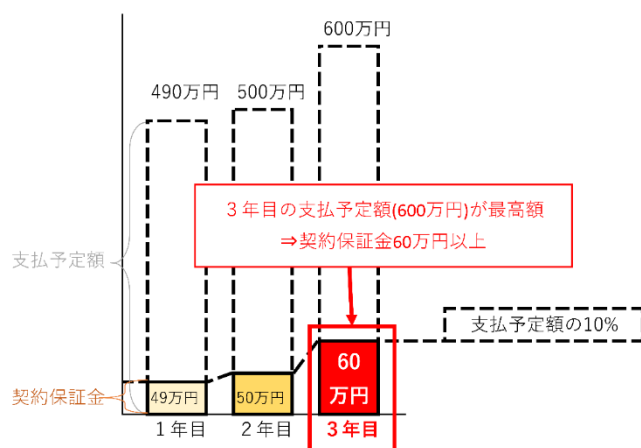
履行期間が複数年度にわたり設定される契約での契約保証金の算定方法は単年度契約の場合と異なり、基本的に、各年度に設定される支払予定額のうち最高額となる支払予定額の100分の10以上を契約保証金としています。

○各年度の支払予定額が同額の場合



※年額相当額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付

○各年度の支払予定額が異なる場合



※各年度の支払予定額のうち最高額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付

※契約内容によっては、契約保証金が免除となる場合や算定方法が異なる場合があります。

詳細については契約締結時にご確認いただきますようお願いいたします。